

# 狹山闘争の思想史・試論 —戦後部落解放運動史のために—

友常 勉

## 目次

### はじめに

- 1 1969年浦和地裁占拠闘争と部落解放同盟の「自己批判」
- 2 〈狹山闘争〉前夜
- 3 部落解放中国研究会および金時蓮の問題提起

結論にかえで

### はじめに

第二審結審前の1974年9月26日には日比谷公園を11万人が埋め尽くした狹山差別裁判糾弾闘争は、日韓連帯運動・沖縄闘争・三里塚闘争などとならぶ1970年代の代表的な反権力闘争として知られている<sup>1</sup>。その高揚期、「一人は万人のために、万人は一人のために」というスローガンが「狹山思想」として喧伝されたが、この言葉が示すように、裁判であきらかになった石川一雄の生い立ちは、多くの部落出身者の共感を組織しただけでなく、部落差別と狹山事件、そして狹山裁判の経過に対してそれぞれが自分なりの責任を見出す、個々人の多様なかかわりをつくりだした。

翻って、1970年代の狹山闘争の時代は、部落解放

運動内部で、1965年の同和対策審議会答申（以下、「同対審」答申）から1969年の同和対策事業特別措置法（以下、「特措法」）の施行を経て、行政依存の体質や官僚主義・融和主義・幹部の腐敗などが問題化した時期にあたる<sup>2</sup>。狹山闘争は〈無償の〉差別糾弾闘争として、さらには大衆的な反権力闘争として位置づけられてきた。〈無償の〉とは、ここでは代償や見返りを求める意であるが、それは票集めや頭数をそろえるためだけの動員主義ではなく、自由意思にもとづく行動への参加を意味する。こうした思想を代表する狹山闘争は、融和主義を批判する対抗的な政治路線の代名詞でもあった<sup>3</sup>。戦後部落解放運動史の研究を代表する師岡佑行『戦後部落解放論争史』全5巻（柘植書房1980-85年、以下、『論争史』と略）はまた狹山闘争論を代表する重要な著作でもあるが、著作全体はこうした二項対置的な政治の枠組みから叙述されている<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 部落解放運動の「不祥事」をあつかつたルポルタージュには、寺園敦史、一ノ宮美成+グループ・K21による『同和利権の真相』1-4（宝島社、2002-2003年）がある。また、友常勉『芦原病院小史——同和行政の総括のための試論』（黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』、解放出版社、2010年所収）は、部落解放運動の地域医療の成果として建設・運営され、経営破綻した芦原病院の経過とその原因について論じた。

<sup>3</sup> こうした潮流を代表したのは部落解放中国研究会（以下、中研）であり、中央狹山闘争本部事務局長として狹山闘争を指導した部落解放同盟中央執行委員会・大阪府連合会・矢田支部の西岡智や師岡佑行・藤田敬一はその主要メンバーであった。中研の狹山闘争のスローガンは「反権力・共同闘争・大衆路線」であった。同研究会機関誌『紅風』第6号（1978年2月）、3頁。

<sup>4</sup> 師岡『戦後部落解放論争史』第5巻（1985年）、452頁。以下、『論争史』と略記し、巻数と頁数のみ記す。師岡佑行は大学闘争に際して立命館大学講師を辞し、大阪・矢田診療所勤務の後、「解放新聞社」主筆、京都部落史研究所所長などを歴任した。近現代部落史研究の第一人者のひとりであり、部落解放運動に深くかかわった知識人でもあった。1980年代以降をも対象範囲とした本格的な運動史研究がいまだ編纂されていない現在、部落解放運動の基礎資料にもとづいて書かれた師岡の研究は、依然としてこの分野の基本文献である。また、西岡智『荘冠の志操 西岡智が語る部落解放運動私記』（つげ書房新社、2007年）、とりわけ第6章は解放同盟内部での経験の記録として貴重である。なお、基礎資料集としては、部落問題研究所『戦後部落問題論集』全6巻（1999年）、また大阪に限定され、年限も1974年までが対象であるが、部落解放・人権研究所『大阪の部落史』第8巻・史

<sup>1</sup> 狹山事件とは、1963年5月1日に埼玉県狭山市で女子高生・中田善枝さん誘拐殺害事件を指す。同月23日、事件の容疑者として近所に住む被差別部落出身の石川一雄（当時24歳）が逮捕された。石川一雄の容疑は事件とは関係のない「窃盗、暴行、恐喝未遂」などの別件であったが、マスコミが「善枝さん殺し」の「有力容疑者」として書き立てられたなかで、6月13日に別件で起訴、18日に「強盗、強姦、殺人、死体遺棄」で再逮捕、23日に石川一雄は単独犯行を「自白」した。その際、兄・六造が犯人であると脅され、「やったといったら十年で出してやる」という取調べ官の長谷部警視による教唆があったことが明らかになっている。その後、前二回の家宅捜査で何も見つからなかった石川宅の三回目の家宅捜査で「被害者の万年筆」が発見され、さらに別の場所で「被害者の腕時計」も発見された。9月4日から始まった第一審（浦和地裁）第一回公判で石川一雄は起訴事実を認め、翌年の1964年3月11日に浦和地裁・内田武文裁判長は求刑通りの死刑判決を石川一雄に言い渡した。3月12日に石川一雄は控訴、9月10日の第二審（東京高裁）第一回公判で殺害を否認、無実を訴えた。石川一雄は1994年12月21日に仮釈放で出獄するまでの31年7ヵ月におよぶ獄中の生を強いられる。狹山事件の裁判は現在、第三次再審請求を係争中である。

この小論の目的は、部落解放運動の左翼的政治性を代表してきた狭山闘争について、師岡佑行をはじめとした主な議論を検討することで、二項対置的な政治路線の枠組みに回収されない、もうひとつの、そして潜在的には底流にあった思想史を浮かびあがらせてみようとするものである。

先回りしていえば、この底流に存在した思想史とは、マジョリティの理解や類比を〈拒否〉するマイノリティの存在に起因する。この〈拒否〉を、ジャック・ランシェールの言葉を借りて、〈不和〉(mésentente)と呼びたい。マジョリティの了解可能な世界においては、マイノリティの要求は〈声〉ではなく、分節化できない〈騒音〉でしかない。その要求は〈騒音〉を〈声〉に翻案することではなく、〈騒音〉に無理やり顔を向けさせることである。マイノリティのそのような表出を、ランシェールはアリストテレスの政治学を参照しながら、貴族による了解の政治に対抗する、民衆(demos)による〈不和の政治〉と呼ぶ<sup>5</sup>。本稿の関心からいえば、実は1970年代に、在日朝鮮人の詩人・金時鐘が「切れて、つながる」、あるいは「『醜』を生きる思想」などの言葉によって、狭山事件と部落問題に触れて、そうした表出のあり方に言葉を与えようとしていた<sup>6</sup>。それは師岡佑行や、師岡とともに1970年代・80年代に部落解放運動をめぐって論争を提起していた藤田敬一らを導く指針であった<sup>7</sup>。しかし、師岡や藤田の主張は必ずしも金時鐘の提起と一致していたわけではない。むしろそのぞれの意味を考えることも、今日、必要である。師岡や藤田が狭山闘争を高度な大衆的政治闘争の実践として語るとき、必ずしも〈不和の

料編・現代2(2001年)がある。

<sup>5</sup> ジャック・ランシェール『不和あるいは了解なき了解 政治の哲学は可能か』(松葉祥一・大森秀臣・藤江成夫訳、インスクリプト、2005年)、91-92頁。また、同『民主主義への憎悪』(松葉祥一訳、インスクリプト、2008年)、131-162頁。なお、松葉祥一『哲學的なものと政治的なもの 開かれた現象学のために』(青土社、2010年)、137-138頁も参照。

<sup>6</sup> 金時鐘『在日のはざまで』(平凡社ライブラリー、2001年〔原本は立風書房、1986年〕)所収。また、金時鐘の狭山事件についての発言は金時鐘・野間宏・安岡章太郎『差別の醜さと解放への道』(野間宏・安岡章太郎編『差別 その根源を問う』下、朝日新聞社、1977年)所収。

<sup>7</sup> 藤田敬一『同和はこわい考 地対協を批判する』(阿吽社、1987年)、こべる編集部編『同和はこわい考を読む』(阿吽社、1988年)、藤田敬一編『被差別の陰の貌』(阿吽社、1994年)。

政治〉の次元の把握に及んでいたわけではなかったと考えられるからである。

本稿では狭山事件が〈狭山闘争〉という大衆運動へと組織されていく経過をたどりながら、以上のような論点に即して考察していくこととする。

## 1 1969年浦和地裁占拠闘争と部落解放同盟の「自己批判」

### 石川一雄の逮捕から浦和地裁占拠闘争まで

「解放新聞」1963年6月25日号は、石川一雄の再逮捕に際して、「人権侵害に抗議 狹山事件に差別捜査の警察 部落民を犯罪者扱い」と報じた。そして別件の容疑による逮捕であり、物的証拠もデッチ上げの疑いがあることを紹介し、事件発生当時から石川一雄の支援を続けていた部落解放同盟埼玉県連合会の声明「埼玉県連は石川君のクロ・シロは別として、差別捜査に激しく抗議するとともに、差別のない公正な裁判をやれとたたかいをおこすことをきめた」を伝えた<sup>8</sup>。しかし、石川一雄が「自白」し、一審の公判でもそれを維持していたこともあり、「解放新聞」紙上で狭山事件についての報道は途切れがちとなる。1963年8月10・11日に長野で開催された部落解放第7回全国青年集会では「埼玉狭山事件の公正な裁判要求」が決議されたが、次の報道は翌年の1964年9月25日号で、石川一雄が第二審第一回公判で「俺は殺していない」と「自白」を撤回したときであった。野本武一とは別に、部落解放同盟のなかからこうした膠着状態を変えようとしたのは解放新聞社の土方鉄である。土方は二審の結審が迫っていることに危機感を滲ませて、「解放新聞」382号(1967年5月15日)の一頁を特集記事「狭山事件被告 石川君を殺すな! 謎の自白が唯一の証拠」で埋めた。土方は次のように書いている<sup>9</sup>。

狭山事件の真相を知らされたとき、私は激しい怒りをもった。／彼に対するいわゆる「共通感情」というものが働いたことは事実である。また無実によって、一人の人間が死刑をうけるという、お

<sup>8</sup> 解放新聞261号(1963年6月25日)。

<sup>9</sup> 解放新聞382号(1967年5月15日)。

るべき人権じゅうりんの事件としても、それはうけとめられた。しかし、あれから半年あまりがたった。私はなんの行動もおこさなかつた。そのことをまず恥じねばならない。〔傍点引用者〕

土方がいち早く「なんの行動もおこさなかつた。そのことをまず恥じねばならない」と表明したことを見認しておこう。土方は解放新聞記者であると同時に部落出身の作家として、鋭敏な作品で知られていた。土方の反省には、単に自身の不明を恥じているだけではなく、部落出身者が〈仲間〉を見殺しにしてきたという意味で、二重の呵責がある。そのうえで、石川一雄が無実を訴えているにもかかわらず、支援が依然として集まらない理由を「石川犯人説」が根強いことにあると指摘する。

〔…〕差別裁判に対して、全国の兄弟、姉妹のみなさんならびに、良識あるすべての国民が、なんら、顕著な動きをみせず冷めたく、この事件を見守っているのは、どういう理由だろか。／それは、石川君が、真犯人だらう、という考え方が一部にあるからではなかろうか。真犯人でなかつたらどうして裁判所が「死刑」をいいわたしたりするものか。〔…〕そして、そんな「死刑」がこわくなつて「私がやつていない」などといつて青年を、たとえ部落の兄弟だからといって無罪要求闘争をやつても、もし彼が真犯人だったら、自分の立場がなくなると考えている人もいよう。〔傍点引用者〕

「石川=犯人」説が部落や部落解放運動に存在しているという指摘は核心を突いていた。そして、たとえ「石川犯人」説を前提としても、支援運動は可能であると提起した。

十歩、百歩ゆずつて、石川君が、かりに「真犯人」であったとしても、この事件はすぐれて、部落解放にかかわる問題であることを私は訴えたい。／その理由は、朝田委員長の有名な「部落にとって=部落民にとって=不利益なことはすべて差別

だ」というコトバにもとづく。かつて李少年という在日朝鮮人が、女子高校生を殺人した小石川高校事件というものがあったが、〔…〕「李少年を殺人に追いやつたのは、日本の朝鮮に対する侵略、そして在日朝鮮人に対する差別に根源がある」として、李少年を救う運動というのが、在日朝鮮人と日本の文化人との間で組織された事実がある。／〔…〕石川君が、無実でなかつたとしても、李少年と同様の本質をもつ事件なのだ。いわんや、石川君は無実を訴えている。

「解放新聞」の特集は冤罪性を説明する構成となっている。しかし、土方の文章は「石川犯人説」にも配慮している。この時期、「解放新聞」は多くの差別事件を報道していたが、裁判にかかわるものも少なくなつた<sup>10</sup>。だが、その中でも死刑判決のもとで「自白」を維持した石川一雄の事件は異例だったのである。それゆえに土方は狭山事件を小松川高校事件の李珍宇を引き合いにし、民族差別との同質性を指摘したが、そこに土方の関心と、有罪説論者を組織化するためのロジックを作りだそうとする苦心がうかがえる。

なお、ここで土方が参照している「部落にとってすべての不利益は部落差別」(いわゆる“不利益差別論”)は、戦後、部落解放同盟副委員長・委員長を歴任した朝田善之助が提起して部落解放同盟の行政闘争路線を基礎づけた「朝田三命題」にもとづいている。これについては後述する。

狭山事件の情勢に変化がみられるようになるのは1968年の後半に入ってからである。先の特集記事から約一年を経て、1968年10月6日に国民救援会と、部落解放同盟埼玉県連委員長であり、中央執行委員でもあった野本武一らの協力で組織された国民救援会系の「石川一雄さんを守る会」の参加によって、狭山市での第一回現地調査が実現した。さらに主任弁護人の中田直人の「最終弁論を終つて」と、石川一雄の短歌10首が「解放新聞」443号に掲載された<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> 「解放新聞」410号(1968年3月15日)は、部落差別によって心中を企て、相手を死なせてしまった部落出身の青年の裁判である「笹山事件」をとりあげ、有罪判を言い渡した徳島地裁の判決を「差別判決」とし、法廷が「差別政策糾弾の場となつてゐる」と報道している。

<sup>11</sup> 「解放新聞」443号(1969年3月5日)。このときに石川一雄の獄中

土方は狹山事件を題材にした戯曲「闇に漂う顔」(1969年)を書くなど、独自に裁判闘争支援の努力を続けていた。また、1969年3月3日に東京・九段会館で開催された部落解放同盟第24回全国大会では、野本武一の努力によって、「狹山事件に対する公正な裁判を要求し、無実の石川青年の即時釈放を要求する決議」が採択されている。そして同年6月25日に部落解放同盟中央本部に「石川青年救援対策本部」が設置され、公判記録の製作・販売も方針化された<sup>12</sup>。そして7月5日に朝田善之助と野本、西岡智らの中央執行委員による「狹山現地調査団」による現地調査を経て、1970年1月、朝田善之助が「解放新聞」の新年挨拶で狹山闘争を「わが同盟の存在をかけた重大なたたかい」と宣言するにいたる<sup>13</sup>。それまで、野本武一や土方鉄による努力はあったが、1969年のこの急展開をうながした背景には、1969年11月14日の部落出身の五青年による浦和地裁占拠闘争がある。

地裁占拠闘争のメンバーは、中核派系の関西部落研に所属し、部落解放同盟の支部で活動していた沢山保太郎のほか、4名の高校生であった。彼らは11月14日、浦和地方裁判所を占拠し、「狹山事件実力糾弾」「全国部落青年は総決起せよ」の垂れ幕を掲げ、警官や職員に瓦や火炎瓶を投げつけて二時間にわたって抵抗し、逮捕された<sup>14</sup>。部落解放同盟はこの行動にただちに反応している。11月19日に開かれた部落解放同盟の中央執行委員会では、「もちろん同盟の方針ではないが、われわれの闘いのとりくみの弱さが、彼らにこういう行動に走らせた点を反省する」と反省の弁が引かれている<sup>15</sup>。さらに事件後の12月1日、井上清・中川学・奈良本辰也・西順蔵・師岡佑行ら、部落問題研究者たちは、「狹山事件の判決破

短歌の代表作である「色褪せし青き布団にくるまりて眠れば夢に母が浮かび来」が掲載されている。

<sup>12</sup> 「解放新聞」454号(1969年6月25日)。

<sup>13</sup> 「解放新聞」472号(1970年1月5日)。

<sup>14</sup> 関西部落研機関紙「闇う部落研」はこの闘争を次のように伝えている。「われらの闘いは、見事二時間にわたって差別裁判所を占拠、解放し、権力に手痛い打撃をあたえたばかりか、部落解放運動の戦闘的な部分に強力な力となって作用し始めている」「あたって砕けよ！死して生きよ！帝国主義を打倒せねば、部落民は解放されえない」、そして「全国水平社の革命的復活が宣言」された。平澤徹「狹山差別裁判闘争の取り組み」、『部落解放』11号(1970年12月)、71頁。

<sup>15</sup> 「解放新聞」468号(1969年11月25日)。

棄と浦和地裁占拠学生の釈放を」という声明を発表した。その声明文は、おそらくは先の中央執行委員会での発言を受けた、部落解放同盟の狹山闘争方針の批判を含む、より踏み込んだ内容となっている<sup>16</sup>。

全国水平社の輝かしい伝統を受けつぐ自負のもとに浦和地裁にたいする徹底的糾弾を敢行した五青年の行動は司法権力の差別を白日のもとにさらすと同時に、なすことのないままこの加担者に、われわれ自身がおちいってしまうことにたいするきびしい警鐘である。／これを契機として、われわれは石川青年にたいする差別裁判の恐るべき本質を広く明らかにし、全人民的な闘いによって石川青年を権力の手から奪いかえさねばならぬ。[…]われわれは思い起している。かつて全国水平社が果敢な闘いによって高松地裁の差別裁判を大衆的に糾弾し、はげしい軍国主義の嵐のなかで勝利した歴史的事実を。

このように停滞し膠着状態にあった狹山事件の裁判闘争に、浦和地裁占拠闘争は衝撃を与えた。このときから十年を経た1980年代においても、師岡佑行はこの行動を、行政闘争を中心に展開してきたそれまでの運動に対する重要な問題提起として受けとめている。それは狹山裁判の方針というよりも、解放運動そのものの路線対立の構図において解釈するものである。

沢山らの浦和地方裁判所における行動は、この状況〔狹山事件にたいする無関心——引用者注〕に一撃を加えた。大屋根にかかげられた垂れ幕を通して、人びとはあらためて狹山事件が存在し、死刑の判決を受けた石川一雄が自由を奪われて拘置されている冷厳な事実に気づかせられたのであった。六五年八月に内閣同和対策審議会は、部落差別について「その早急な解決こそが國の責務であり、同時に国民的課題である」とうたった答申を首相佐藤栄作に手渡していた。そして、答申にそつて、この年、同和対策事業特別措置法が制定さ

<sup>16</sup> 「解放新聞」470号(1969年12月15日)。

れ、あたかも国自体が部落問題にたいして温かい理解を示し、これと取り組む方向に向かったのであり、これに働きかけることが一番だという、いわば太平の夢が拡がっていた。沢山らは身をもって、この夢を一撃したといってよい<sup>17</sup>。

すなわち、「同対審答申」・「特措法」路線のもとでの融和主義か、大衆的な反権力闘争かという二項対置的な図式にもとづき、融和主義批判の歴史的意義を浦和地裁占拠が担ったという解釈である。逆にいえば、狹山裁判の停滞と膠着をもたらしたのは、法依存の路線にあると師岡は考えている。当時、師岡は前年に制定された「同和対策事業特別措置法」(特措法)を「解放のとりで」と規定する路線の融和主義的性格を厳しく批判しており、1970年1月から4月にかけて「解放新聞」紙上で連載した「70年代における解放運動」では、1970年に制定された「出入国管理令」や「大学立法」などの「反動立法」を踏まえて「極反動の佐藤内閣」の性格を見極めよと論じている<sup>18</sup>。実際、師岡自身が明らかにしているように、「特措法」の文案は部落解放同盟案も、自民党系の全日本同和会案もほぼ同じであり、「同対協委員のなかの学識経験者、あるいは政府職員」によって起案されたものと推測された。こうした政府と運動体との予定調和的な関係からみて、「特措法」制定までに解放同盟による全国行進や請願運動があったにせよ、その実態は「人民の立法闘争」と呼べるものではなかった<sup>19</sup>。

これに対して狹山闘争についていえば、部落解放同盟の各支部や支援組織の自主的な取り組みがはじまっていた。部落解放同盟大阪府連合会住吉支部の青年は、浦和地裁占拠の戦術やスローガンは批判しつつも「実力行動の五青年の怒りを自らの怒りとする」と述べ<sup>20</sup>、東京においても地方の部落出身青年の組織である「関東部落青年友の会」が結成された<sup>21</sup>。

<sup>17</sup> 師岡『論争史』、5、62頁。

<sup>18</sup> 「解放新聞」472号(1970年1月5日)。

<sup>19</sup> 師岡『論争史』、4、192頁。

<sup>20</sup> 前掲『部落解放』11号(1970年12月)、71頁。

<sup>21</sup> 部落解放同盟中央本部編『70年代の部落解放運動——当面する部落青年の闘争課題・部落解放第15回全国青年集会報告書』(同中央本部刊、1972年2月)、251-252頁。

この青年たちは大学の部落解放研究会の学生たちとともに東京での公判傍聴闘争を担っている。

一方、先の中央執行委員会での反省の弁、さらには朝田善之助の1970年新年の決意表明を踏まえ、1970年12月に部落解放同盟中央本部編『狹山差別裁判』が発刊された。事件の経過、裁判過程と誘導・強制された「自白」と物証が示す多くの矛盾を解説し、さらに石川一雄のメッセージを収録した300頁余りのハンドブックであった。この中で特徴的だったのは、冒頭の「はしがき」の中で「自己批判と決意」と題された文章である。そこにはこう記されている。「このさい、わが部落解放同盟は率直に自己批判しなければならない。全国六千部落三百万の兄弟姉妹の共通の運命を示している狹山差別裁判にたいしてわが同盟の取り組みは、当初不十分であった。[…]きわめて残念であるが、当初のわれわれの努力の不足が運動の前進をさまたげていたことを否定するわけにはいかない」<sup>22</sup>。同書の監修にあたった朝田善之助の真摯な決意がここにあらわれているのは確かである。

### 「朝田三命題」と狹山事件

しかし、部落解放同盟中央本部の「反省」は、先に引いた住吉支部の青年のような支部組織の反省とは異なっていた。それは何よりも弁護団の責任を問うものであったからである。

『狹山差別裁判』の出版に先立って作成された「狹山差別裁判糾弾要綱」は朝田善之助の「三命題」を狹山事件に適用し、こう説明している。

部落民は石川一雄と同じように土方・日雇など不安定な雑業によって生活することを余儀なくされており、部落民の生活は極度に圧迫されている。[…]部落差別の本質は、部落民に民主主義的権利の基底をなす市民的権利——就職の機会均等・教育の機会均等・居住の自由などの権利——が行政的に不完全にしか保障されていないことであり、とくに差別の本質は、これらの市民的権利のなか

<sup>22</sup> 部落解放同盟中央本部編『狹山差別裁判』(1970年12月)、6-7頁。師岡佑行もまたこの「自己批判」を高く評価している。師岡『論争史』、5、85頁。

でも就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていないことのなかにみることができる。それは、すなわち部落民が差別によって主要な生産関係から除外されていることである、このことが差別のただ一つの本質である。／部落民に対する社会意識としての差別観念はこの差別の本質に照応して、日常生活のなかで、伝統と教育の力によって、自分が意識するとしないとにかくわらず、客観的には空気をすうように一般市民の意識のなかに入りこんでいる<sup>23</sup>。

「朝田三命題」において朝田は、「部落問題の本質」について、「日常生活に生起する、部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」というテーゼのもと、さらに「部落差別の本質——市民的権利の不完全な保障、主要な生産関係からの除外」「部落差別の社会的存在意義——部落差別の温存助長による分裂支配の役割」「社会意識としての差別観念」の3つのテーゼによって説明した。これは1951年の京都における「オールロマンス闘争」を指導した朝田善之助が、1960年代の行政闘争と日本共産党の階級闘争論との論争を経て、「観念的な政治闘争」を回避し、部落の劣悪な実態を改善するため、行政への要求闘争の論理化を主たる問題意識として形成された部落解放運動理論である<sup>24</sup>。

とりわけ「社会意識としての差別観念」は狭山事件における差別キャンペーンと差別捜査を的確に説明した。「部落民は、差別によって生活ならびに環境が極度に圧迫されている。そのことがこの事件によってみられるごとく部落はつねに犯罪の巣くつとして、また、部落民ならどのような極悪非道な犯罪も犯しかねないと、警察はもとより一般市民からも、つねに社会意識としての差別的偏見と予断をもって見られている。このために、どれほど多くの兄弟が過去において、犯罪者に仕立てあげられ、無実の罪をとわれたか知らない」<sup>25</sup>。しかし、この説明では、拘束された石川一雄を部落解放運動もまた支援でき

ず、結果的に裁判闘争が後手に回った事実までも説明してはいない。むしろ、『狭山差別裁判』というハンドブックのトーンは、詳細な事実経過の説明とは別に、石川一雄の「自白」および「自白維持」、そして二審の問題性の責任が、警察・検察とともに、弁護団に課されていることである。再び「はしがき」から引用しよう。

[…] 二審の焦点はなぜ石川が一審において、うその“自白”を維持しつづけたかということである。われわれはここに部落問題が存在していることをみる。これに関連して“自白”とこれに基づいて発見されたという物証とが客観的事実と一致しないことを明らかにすることに精力的な努力をはらい、現在もその活動をつづけている弁護団が、たとえそれが情状論だとしても、控訴趣意書において石川を善枝ちゃん殺しの犯人としてあつかい、量刑不当を主張したことあげなければならない。[…]  
問題はなによりも現在進行中の二審が、石川の“自白”的不合理性をつく内容とともに、石川犯人説を主張した控訴趣意書をもって出発していることである。弁護団の石川犯人説は過去のことではなく、二審のなかで生きているのである。なぜ弁護団が、みずから努力をいっさい帳消しにするような石川犯人説をとなえたのか。われわれはここにも部落問題が存在しているのを見る<sup>26</sup>。

すなわち、弁護団もまた、部落民に対する差別的偏見と予断をもつ「社会意識としての差別観念」から自由ではなかったことに「自白維持」の原因が求められている。石川一雄の弁護団不信は捜査当局の圧力の結果であるが、これについては後述する。ただしのちに鎌田慧のインタビューに対して兄の六造が語っているように、法律用語や反権力などの知識のない石川一雄に「かたい言葉」で語る弁護団に問題はあった<sup>27</sup>。当初、弁護団は共産党系の自由法曹

<sup>23</sup> 前掲『狭山差別裁判』、9頁。

<sup>24</sup> 「部落解放運動の理論的課題 朝田善之助中央副委員長に聞く」、「解放新聞」336号(1966年1月5日)。また、師岡『論争史』、4、301-376頁。

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 同上、8頁。

<sup>27</sup> 六造はこういいう。「やっぱりね、共産党的な弁護士の先生じや、ちょっと無理だったのね。〔…〕弟はこんなていどの感覚だから、そういう風に一雄に話してみてください、といつても弁護士は相変わらず、自分たちのむずかしい言葉で、彼らの常識でいっちゃんんですよ。〔…〕一雄も世間を知らなさすぎたけど、先生たちは一雄を一般的のひ

団によって組織されていた。とはいっても「はしがき」は、弁護団が同時に石川一雄の無実を証明するために物証と「自白」の矛盾を詳細に突いていることを評価している。ここでは第二審を開く「控訴趣意書」が、「自白維持」の段階で作成され裁判所に提出したものであるから、「石川犯人」説も組み込んでしまっており、その折衷的な二律背反を自ら指摘しなければならなかつたという事情がある。とはいっても、この弁護団批判の一方で、部落解放同盟の組織内に存在した「石川犯人説」や「当初の取り組みが不十分であったこと」の理由についての十分な究明はない。確かに部落問題を知らない弁護団は石川一雄の「自白維持」の背景を理解できなかつた。しかし他方で、部落解放同盟や部落の同盟員たちが事件をほとんど無視したのはなぜか。狭山事件から目をそむけようとしたその心性に光が当てられなければならない。しかし、そうした問いは、『狭山差別裁判』において抑圧されている。その代わり、「狭山差別裁判糾弾要綱」においては、石川一雄の経験も、弁護団が露呈した差別性も、「朝田三命題」の論理のうちにとじこめることに比重が置かれる。つまり、石川一雄に加えられた国家権力による暴力が「朝田三命題」のなかに回収される。このことはいったい何を意味するのか。

### 「量刑不当」論

確かに、「控訴趣意書」は多くの問題をはらむ。しかし、ここで論じたいのは、このテクストが部落に対する偏見の表明であることよりも、そこに刻印された国家権力の暴力の痕である。その意味で『狭山差別裁判』における弁護団批判を私も共有するが、しかしまた、ここから『狭山差別裁判』——そして朝田善之助——が見ようとしなかつたものを読みとることができる。

「控訴趣意書」の「量刑不当」の項にはこうある。「弁護人は被告人に精神異常の相当な疑いがあると信じている」「〔石川一雄は〕きわめて無口であること、学校を極端に嫌悪したこと、他人といっしょに

食事することを非常に嫌つたこと、夢遊病者的行動のあったこと」などの「異常性向」がみられ、「〔…〕被告人に何らかの精神的欠陥が存在しているのではないかと疑わせる相当な根拠が見出せる」。さらに、こうした「異常性向」の原因は「悪しき環境」にあり、別件逮捕の容疑となつた窃盗などは「被告人の性格の歪みや精神的偏奇を顕在化した」結果であるとまで断じた<sup>28</sup>。そしてこう結んでいる。

所詮、犯罪は社会の産物であり、犯罪者もまた社会の産物である。〔…〕本件の場合も、一人被告人のみを責めるのは酷である。／被告人も人の子である。／被告人の父母兄弟は被告人が罪を犯したことにより泣き、死刑の判決を受けたことに泣いている。被告人の父母兄弟もまた中田一家と共に本件の被害者である。〔…〕いまだ二五才の青年で今後の教育と善導如何では容易に立ちなおれる能力とするおさをもっている。被告人は決してそれからではない。〔…〕当裁判所においては、被告人の生い立ち、性格、境偶、あやまつて死に至らしめた事情、被告人の改悛の情、被告人の家族の心痛などにつき充分な審理をとげられて、本件被告人に死刑の判決は重すぎるとの断固たる判断を下さることを望んで控訴趣意を終ることにする<sup>29</sup>。

警察・検察を信じて「自白」した石川一雄が、その反面、弁護団に有していた不信は、別件逮捕から劇的に本件で再逮捕されたこと、接見妨害、そして石川一雄自身が警察や裁判所に抱いていた幻想などに起因する。とはいっても、部落差別に対する十全な理解を欠いた弁護団だったからこそ、こうした「控訴趣意書」の作文がつくられたのも事実である。この「量刑不当」のテクストとしての性格を考えてみよう。

この文章は、そもそも石川一雄の声をまったく引用していない。その代わり、弁護団が理解している「犯罪者」のある類型を展開し、そこに石川一雄をあてはめる。兄の六造が語っていたように、弁護団と石川一雄とのあいだにはずれ違いがあった。しかし

<sup>28</sup> 同上、148-140 頁。また、部落解放同盟中央本部発行『狭山事件公判調書』第二審第一分冊（部落解放同盟中央出版局）、64-68 頁。

<sup>29</sup> 同上、『公判調書』、71 頁。

そのそれ違いだけが問題なのではない。仮に部落問題についての知識があったとしても、人間についての〈常識〉のために、弁護団の石川一雄像は何の変化も被らなかつたと考える。「量刑不当」論の石川一雄像は弁護団の「誤解」や「無理解」というよりも、根本的に非対称的な関係にもとづいている<sup>30</sup>。弁護士たちは部落差別の経験がないために、基本的にそれを想像することができなかつたのである。弁護団に部落問題との出会いがあれば、石川一雄を理解する努力がそこから始まつたかもしれないが、そうした努力の必要性を感じる前提条件は権力によって奪われていた。この絶望的に平行線をたどるしかない石川一雄と弁護団との非対称的な関係と、そのあいだに横たわる溝を作り出したのは権力である。そして見方を変えれば、取り調べにあたつた警察もまた、石川一雄の言葉とのあいだでずれ違いを犯し、その言葉を自らの類型化によって〈了解〉した。その意味で国家権力によって、石川一雄の言葉は誰にも聞いてもらはず、さらに聞いてもらったとしても、それはただちに他人の言葉に横領された。こうして国家権力によって最低限の表現を剥奪されていたのである。この根本的な剥奪の発端には部落差別があつた。しかしそれが言葉や身体表現そのものの剥奪と横領にまで達するとき、「朝田三命題」とりわけ「社会意識としての差別観念」という概念は、国家暴力を問題化できない点で隔靴搔痒の感がある。それとともに問題化したいのは、その暴力が、石川一雄の「自白維持」のように、人間性を破壊するまでに追いつめていくことである。

「自白維持」から「無実の訴え」への転回については、仮釈放後の石川一雄に直接取材した鎌田慧によるルポルタージュが、私たちの不明を補ってくれる。

一家の大黒柱であった兄・六造の逮捕をほのめかし、犯行を認めれば「十年で出してやる」といった取調官・長谷部警視らの「十年の約束」を信じた石川一雄は、一审死刑判決のあと、東京拘置所で出会った三鷹事件の「死刑囚」竹内恵助の説得や、戦前

水平社運動の闘士であり、川越市内の部落出身者である荻原佑介の激励によって自身が騙されていたことを理解し、激しく自分を責め、「自白」を撤回、無実を訴えることになる。しかし、その前、死刑判決を受けて浦和拘置所に拘置されていた石川一雄は、拘置所の担当官たちが「想像しているよりも平静であった」と語るように、その態度は常識の理解を越えていた。こうした「自白維持」の心理について鎌田はつぎのように述べる。

石川一雄は、自分の運命を達観していたわけではない。長谷部警視に下駄を預けておけばどうにかなる、と思っていただけだ。自分を罪に陥れようとしているものに、全面的に依存するという倒錯は、権力に攻撃されるよりは、優しくされたほうが百倍も居心地がいいという、追いつめられた状況から生み出されている<sup>31</sup>。

また鎌田は、石川一雄が13歳のとき、西武新宿線に石が置かれるいたずら事件があり、その容疑者として取り調べられた経験があり、「このときの恐怖心が、心の底に燐んでいたのは想像に難くない」と指摘している<sup>32</sup>。こうした心理の深淵についてこれ以上うかがうことはできないし、あるいはさらに石川一雄自身によって深められていくかもしれない。ともあれ石川一雄の場合には少年時からの国家の暴力が、部落差別による恐怖の内容を構成していたことが推測される。

こうして、狭山事件と狭山裁判に適用された「朝田三命題」の功罪が明らかになるだろう。「朝田三命題」によって自明のものとされた「部落差別の本質」論とは、部落差別がともなう暴力や収奪と、石川一雄のように自分を破壊するまで追いつめていく心情を、「社会意識としての差別観念」という範囲のなかに回収する構図をもつ。なるほど朝田がいう「差別観念」を「部落民=犯罪者」という言葉に置き換えられるならば、それは多様な被差別の体験を網羅することができる。他方で差別する側は部落差別に対する負債を背負う。こうして、差別する側とされる

<sup>30</sup> 「非対称的な関係」とは江原由美子の用法にもとづく。江原由美子「差別問題の構図」、『女性解放という思想』、勁草書房、1985年所収。この非対称的な事態を、ジャック・ランシエールにならって「不和(mésentente)」と呼んでもいい。

<sup>31</sup> 前掲、鎌田、244頁。

<sup>32</sup> 同上、131-132頁。

側の双方での経験の深化が可能であり、部落問題への取り組みを広げるうえで万能の力を発揮する。しかし、ここには、国家による暴力を問うための積極的な契機が設けられていない。朝田がいう「社会意識」の〈社会〉においては、〈国家〉と〈社会〉が不分明なままであり、その把握は往々にして狭義の〈社会〉に向けられる<sup>33</sup>。これは「朝田三命題」が、差別事件とその責任者、そして世論に対する糾弾を導くような論理構造に依拠しているからである。すなわち、国家の本質的な要件としての暴力を問う契機を欠いている。

同時にここで残されたのは、国家の暴力によって破壊された、差別される側の複雑な人間性をいかに掬い取るかという論点である。これは「石川犯人説」にとらわれていた狹山裁判の初期の取り組みの遅れにかかる。そのような問題意識をもって、部落解放同盟中央本部名の「自己批判と決意」は書かれるべきではなかっただろうか。なおこの点は後述したい。

とはいって、「朝田三命題」は、この漠然とした〈社会〉という領域の設定によって、日常生活の差別事象から政治的文化的な差別問題にまで広がり、多様な読み込みを可能にした。ここに、朝田善之助の意図を越えて、政治的に急進的な政治実践や言説がつくられる余地が残された。

## 2 〈狹山闘争〉前夜

### 杉進也=沢山保太郎の「日本帝国主義と部落問題」

浦和地裁占拠闘争の直前、沢山は杉進也の筆名で「京都大学新聞」1440号(1969年10月6日)・同1443号(同年10月27日)に連載記事「日本帝国主義と部落問題」を寄稿していた。編集部がつけた副題には「部落は告発する〈左翼〉の思想的堕落」とある。当時の「京都大学新聞」はほかの政治課題とならんで、階級闘争の観点から差別問題をとりあげるという目的から、金嬉老事件と裁判を集中的に取り上げており、金嬉老自身も静岡刑務所から書簡を定期的

に寄せていた<sup>34</sup>。杉=沢山の論考も、編集部の「本誌では沖縄・朝鮮・部落、日本階級闘争のこの特殊的な任務を正しく人間的に受けとめ、これらの底辺の民衆とプロレタリアートの学生が、いかにして連帶した闘いを展開できるかという問題点を視座におく」という文脈で掲載された<sup>35</sup>。直接的にはこの論考は、大阪市教組東南支部の支部役員・木下淨の挨拶状が触れた同和教育に対する忌避と揶揄の言葉に端を発し、これに対する部落解放同盟大阪府連・矢田支部の支部員の糾弾を契機に、日本共産党の反部落解放同盟キャンペーンが起こり、日本共産党と部落解放同盟とのあいだの全面的な対決をもたらした矢田教育差別事件にかかわって起稿されている。しかし表題が示すとおり、沢山の論調は日本共産党だけでなく、新左翼も含んだ告発であり、翌年の華僑青年委員会の告発を象徴とする、新左翼を含んだ日本社会に対する民族差別批判につながっている<sup>36</sup>。杉=沢山は冒頭においてこう述べる。

タバコをすったり、学校の窓ガラスを何十枚と割ったり、授業を妨害し、校舎に火をつけ、教師をふくろだきにしたという私の部落の一団の中学生が次々と児童相談所、鑑別所、少年院に送られた。「私は責任もてん」「少年院はいい所だ」とだましたり、恫喝したりして「福祉教員」や校長らが部落の少年を官憲に売り渡していた。十年前と少しも変わっていない。町や村の舎や、家を次々と放火していくあの悲しい「非行少年」らのかつての反抗が、今はまだ、教師らには、より絶望的に近よりもたい、恐るべき性格をもって来たと感じられているようだ。たった一枚のシャツを洗濯したので裸で来た生徒に日共の教師の一人は、「服を着てこい」とおどかし、その生徒に胸ぐらを

<sup>34</sup> 金嬉老(1928-2010)は1968年2月に静岡県清水市内でヤクザを射殺し、寸又峡の旅館に人質をとて立て籠もり逮捕された。事件の背景には日本社会の在日朝鮮人差別があり、金嬉老事件の裁判は広汎な裁判支援運動となつた。金嬉老『われ生きたり』(新潮社、1999年)、また金嬉老公判対策委員会編『金嬉老問題資料集』全11巻(1969-1974年)。

<sup>35</sup> 「京都大学新聞」1440号(1969年10月6日)。

<sup>36</sup> いわゆる1970年7月7日の「華僑開告発」については、戦後革命運動事典編集委員会編『戦後革命運動事典』(新泉社、1985年)の項目を参照。

<sup>33</sup> 部落差別論に関する〈国家〉と〈社会〉の混同については千本秀樹氏の示唆に拠る。

つかまえられて反抗せられても、まだ眼が覚めない。

被抑圧者・弱者の暴力を反抗として読み替えることで、杉=沢山論文が、部落解放運動の前提を、一挙に〈窮民革命〉的な構図に投げ込んだことは評価されよう<sup>37</sup>。これによって、「特措法」路線と行政闘争のは是非や日本共産党の階級闘争論、強いていえば近代主義の枠組みのなかで構想されていた部落解放運動のパラダイムを、ポスト近代主義的な枠組みへと橋渡しする役割を担っている。ただし、そのうえで展開される部落差別論は従来の理論の焼き直しである。

部落差別とは、アジア的な生産様式の中に一千年の歴史をもつ賤民制度が日本資本主義の帝国主義的発展の中で解消されず、さらに社会政策的に温存され、再編された日本における姿である。帝国主義はプロレタリアートとブルジョワジーとの原理的対立の中に農民問題や民族植民地問題、人種、身分差別問題を内に包む重層化された階級構造で以て展開している。日本の労働者階級は、この分裂支配のくさびを自らの課題として闘わねばならない。[...] この文書（木下淨文書）の思想には、部落に入り、スラムに入り、朝鮮人らとにかく語りあって、地区の階級闘争を組織し、自らの闘いと結合させていく帝国主義段階のプロレタリアートの任務の自覚が何一つ見えない。

こうした論拠から、杉=沢山は日本共産党の差別主義に連なる新左翼知識人として、「特殊部落」発言をした岩田宏、「ゲバルト・ローザ」こと東大全共闘の柏崎千枝子らを告発した。本稿では部落解放理論の変遷についてとりあげないが、「朝田三命題」にも痕跡を残している部落差別＝“分裂支配の道具論”

は、北原泰作によって起草された日本共産党の「身分闘争に関するテーゼ」（1933年）以来の前提であり、また、帝国主義ではなく独占資本に根拠を求めた点に違いがあるが、資本主義による部落差別の温存利用論は1950年代の井上清の「三位一体」論によって定式化されていた<sup>38</sup>。ただし、何よりも「部落に入り、スラムに入り、朝鮮人らとにかく語りあって」とあるように、理論の展開が杉=沢山論文の核心ではなかったことを言い足しておく。連載の第二回目は「封建制下の部落と抵抗」と題して、中世賤民から説き起し、中世芸能民、渋染一揆、そして幕末の部落出身者による屠勇隊、浅草弾左衛門の身分引き上げ運動までも正確に紹介することで、部落史のよい入門論文となっている。いわば良質の部落史学徒による論考であり、その部分に性急な政治主義、啓蒙主義や前衛主義はみられない。こうした、論考の冒頭に反映された反抗者たちへの共感と誠実な歴史記述との共存は、杉=沢山の意識がアカデミズムだけでなく、地域の大衆運動によって育てられていることを示しているだろう。実際、沢山は西岡智の要請で矢田支部の矢田解放塾で高校生たちの教科補習に参加していた<sup>39</sup>。こうして、矢田教育差別事件に触れて寄稿されたはずのこの論考は、部落史の成果を盛り込んで、いわば部落民の〈歴史の奪還〉を掲げ、そこから部落解放のイメージを説こうとする誠実な文章となった。これはまた、沢山を中心として浦和地裁占拠闘争とそれに参加したメンバーたちの意識と行動について、その外見と語彙から短絡的に判断してはならないことを意味する。もとよりこれが新たな政治的実践の萌芽であったかどうかを論じるのは、今後の課題である。しかし、この論考は、部落差別と国家権力による暴力の複合的な構造からなる狭山裁判の糾弾闘争に求められる、新たな運動のパラダイムを直觀するだけの条件を備えていたということはできよう。

<sup>37</sup> 「窮民革命」とは平岡正明の使用にしたがっている。竹中労・平岡正明『水滸伝——窮民革命のための序説』（三一書房、1973年）。もとより弱者の暴力の肯定については、毛沢東「湖南省農民運動の視察報告」（1927年）以来の議論の蓄積がある。中共中央毛沢東選集出版委員会訳『毛沢東論文選』（東方書店、1967年）所収。同様の論旨を安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（平凡社ライブリー、1999年〔原本は青木書店、1974年〕）にみることもできる。

<sup>38</sup> 戦前の理論の概略については、部落問題研究所編『水平運動史の研究 研究編』第5巻、同第6巻（いずれも部落問題研究所出版部、1973年）、戦後の部落解放理論と論争史については、師岡『論争史』、1、を参照。なおこうした前提を共有していないのは戦後の北原泰作の近代化論を嚆矢として、1975年に日本共産党が公式見解とするに至った国民融合論である。

<sup>39</sup> 前掲、西岡『荊冠の志操』、128-130頁。

### 師岡佑行の矢田教育差別事件論

杉=沢山の論文が、矢田教育差別事件にとどまらない議論を展開していったのに対して、その連載を受け継ぐ格好で、やはり「京都大学新聞」1452号（1969年12月29日）・1455号（1970年1月19日）に寄稿された師岡佑行の「矢田差別事件に露呈した日本共産党の思想と行動」は、題名のとおり徹底的に日本共産党の体質を指弾するものとなった。ここで杉=沢山論文との対比で師岡の論考を検討しておこう。それは師岡の視野に突然飛び込んできた〈狭山闘争〉という主題のインパクトを伝えている<sup>40</sup>。矢田教育差別事件では、糾弾闘争をおこなった部落解放同盟員が共産党員によって告訴にさらされたが、師岡は、そのキャンペーンを批判する文脈で狭山裁判について言及している。

共産党は、わが党を中心とする民主的勢力の一定の前進によって裁判所に人民の力を反映させることができるという。たしかに、たとえば差別裁判によって死刑の判決をうけている石川一雄氏の生命は、差別裁判を徹底的に糾弾し、粉碎する闇を通じて救い出さねばならぬ。だが、のことと、告訴することとは決定的にちがう、[...] 裁判所が常に階級的判決をくだすなどというのは一知半解の青二才の議論である。松川事件をみよ、八海事件をみよ。 [...] 裁判所は人民に有利な判決をくだしたではないか。要は力関係である。人民の力が弱ければ前者のような、強ければ後者のごとき結果が生ずる<sup>41</sup>。

さらに、公教育批判の文脈もまた裁判所批判論に変わっていく。

〔学校は〕このようなところとして「神聖」な場所とされ、公教育は不斷にこれを強調している。そ

れが生活における不断の交流の場所でないため、この教育は成功し、裁判所は「畏敬」すべく「神聖視」すべき場としての権力的存在を可能としているのである。／告訴されたということだけで、多くの市民は、何か悪いことをしたのではないかと考えるのがふつうである。だから権力は安泰なのだ。この常識をぶち破ることなしには、とうてい革命はありえないし、これを破壊していくことが革命なのである。

ここで「裁判所畏敬」論や「告訴」についての市民の偏見などは、そのまま石川一雄の経験として読むことができる。もちろん日本共産党による告訴が権力への加担であるという論旨から外れてはいないが、ここで参照されている語彙やロジックは、狭山裁判のそれとパラレルで、二つの課題は師岡の関心のなかでほとんど入れ子になっている<sup>42</sup>。

杉=沢山と師岡の論考をとりあげることで、期せずして前者が大衆的な基盤をもった実力糾弾のパラダイムを、後者が国家権力に対峙する裁判糾弾のパラダイムをつくりあげつつあったことがわかる。いずれも「朝田三命題」とは別個の認識から、差別事件を政治的に先鋭化させることで、狭山裁判を政治闘争の場として構想した<sup>43</sup>。「朝田三命題」とのかかわりからいえば、朝田における〈社会〉と〈国家〉の不分明な状態から、〈国家〉を析出したのである。それは反権力・反差別という明快なメッセージに収斂していく過程を跡づけている。その明快さは狭山闘争が広汎な大衆運動として組織されていく不可欠の要因であった。もちろん狭山闘争は全国大行進——これはただちに未組織部落の組織化でもあった——や公判傍聴闘争、街頭や支部での情宣活動などに支えられていたことも付言しておきたい。ただしそうした取り組みは、急迫した政治的言説の創出と同時的であったのである。

<sup>40</sup> 千本秀樹によれば、師岡佑行は、1969年4月に京都大学で開かれた「反大学講座」の講師として招かれた際に、学生たちから狭山裁判に取り組むことの必要性を指摘され、そこではじめてこの課題の意味に気がついたと語ったとのことである。この「反大学講座」は1969年4月14日から開講し、師岡は「部落問題」の講師であった。「京都大学新聞」1417号（1969年4月14日）。

<sup>41</sup> 「京都大学新聞」1455号（1970年1月10日）。

<sup>42</sup> 矢田教育差別事件とその裁判過程については、師岡『論争史』、5、第三章を参照。

<sup>43</sup> なお、朝田善之助自身は、狭山差別裁判糾弾よりも「狭山差別裁判取り消し」、「石川氏奪還」ではなく「無実の石川即時釈放」をスローガンとすべきだと主張していた。このことをもってただちに朝田善之助の融和主義的傾向を指摘することはできない。とはいっても、部落解放運動が国家とのあいだで対峙的な関係を切り結ぶのを回避しようとしていた。師岡『論争史』、5、87-93頁。

### 3 部落解放中国研究会および『紅風』の問題提起

#### 部落解放中国研究会による法依存批判

北原泰作や井上清によって激しく部落解放理論が応酬された1950年代は、同時に国策樹立をめざす部落解放同盟による全国行動の時期にあたっていた。その成果が同対審・「特措法」路線であり、「朝田三命題」である。これに対して、1960年代末から70年代にかけての狭山闘争の時代には、「朝田三命題」に匹敵する成果は、何よりも組織論においてあらわれたといえよう。ここで参考しておきたいのは、狭山闘争への大衆的な高揚を梃子に、融和主義批判の思想闘争が一つの路線として形成されたことである。その路線を代表する部落解放中国研究会（以下、中研と略）は、1971年12月に、国交回復直前の中国を訪ねた西日本部落解放活動家訪中団のメンバーを中心に、中国革命と文化大革命の思想的影響のもとに組織された活動家集団であったが、行政依存・法依存の部落解放運動——さらに「不正、腐敗、堕落」——を批判し、反権力闘争としての狭山闘争を課題の中心にすることで、「階級的大衆的部落解放運動」の構築を掲げた<sup>44</sup>。もとよりここでは中研と機関誌『紅風』をこの時期の路線論争を描くための題材として扱うが、狭山闘争の反響を見定めるという課題からいえば、府県単位・支部単位で発行されていた機関紙類のトータルな研究が必要であることはいうまでもない。

ともあれ、中研の路線と中国革命はどのように結びついていただろうか。1977年に創刊された機関誌『紅風』の創刊号において、毛沢東『矛盾論』をテキストにして中研が組織した第一回学習会「紅風」の感想を、徳島県からの参加者は次のように記している。

まったくはじめての体験でした。初めはむづかしかったが、終わりになるにつれて、なんとなくわかるようになった、というのが正直なところであります。[…]私たちの地元での闘いの中で、いろんな矛盾にありました。仲間どうしの矛盾、自

<sup>44</sup> 師岡佑行「敗北の歴史から——『紅風』の停刊を迎えて」、部落解放中国研究会、『紅風』100号（1989年3月）。

分自身の矛盾。そのつど「矛盾は必ず起きる、これに耐え、解消せねば闘いの発展はない」と考えておりました。しかし今から思いかえしてみると、ただ教条的空文句にしていたに過ぎず、矛盾はどうしようもないものと考え、それを左右に避けた闘いをやってきたのでありました。そのため仲間を失い、融和主義との闘いにも大きな失敗をくりかえしてきたのであります<sup>45</sup>。

組織内矛盾を抑圧するのではなく、これを運動の前進のための積極的な契機ととらえるという「矛盾論」の応用である。ここから部落解放運動内部の融和主義や不正に対する問題提起の呼びかけが路線化される。矛盾の積極的な活用は、ただし、無差別な批判を意味していたわけではない。例えば法務省によって企図され、部落解放同盟も推進していた「悪質な差別図書に対する法規制」という動向について、次のような論評が加えられている。まず、法規制が権力との癒着を深めるという批判である。

権力と同盟との癒着傾向の具体的な事例については、今後、調査、検討をぜひ深めるべきであると思うが、同和対策事業特別措置法が、同盟と行政との癒着を強めたように、差別に対する法規制は権力との癒着を強める方向に作用することは目に見えていると思う。／警察権力と融和幹部とが、癒着し、法規制を根拠に、同盟内や、大衆団体間の路線闘争にまで、権力が介入してくることも可能となり、この危険性は軽視できないと思う<sup>46</sup>。

こうした「権力と融和幹部との癒着」批判は中研が繰り返す主張である。しかしそれ重要な提言は、差別にたいする法規制と、部落解放運動による糾弾との区別にある。

差別を生産・温存・利用している権力が、差別を規制するといつても、それは矛盾であり、結局の

<sup>45</sup> 安芸実「『矛盾』から目をそらしてはあかん——学習会『紅風』に参加して」、『紅風』創刊号（1977年10月15日）、13頁。

<sup>46</sup> 福島紀之「差別に対する法規制の問題について」、『紅風』第6号（1978年2月）、13頁。「福島紀之」は師岡佑行のペンネームと思われる。

ところ、差別に対する法規制は、部落大衆に幻想をうえつけること以外の何物でもない。／私たちは敵対矛盾と人民内部の矛盾を厳格に区別し、人民内部の差別意識に対しては、病を治して人を救うという立場で自主的大衆運動の力で解決していくべきであり、「差別的言動にたいしては三年以下の刑に処す」というような考え方は、部落解放・人間解放の思想とは無縁であり、むしろ、差別をよりいっそう陰湿なものにし、人民を分裂させる有害な役割しか果たさないと思う<sup>47</sup>。

これは『矛盾論』における「主要な矛盾と副次的な矛盾」の応用ともいえるが、ここで注意すべきなのは、差別糾弾を基本的に「人民内部の矛盾」「病を治して人を救う」と位置づけていることである<sup>48</sup>。差別糾弾において、実際には差別の当事者が認識をあらためるまで糾弾を続ける運動体の負担は小さくないし、限られた期間内で差別意識の変革をめざすのは限界がある。しかしここで主張されている差別糾弾の役割は基本原則である。

同時に法規制や差別事件を司直の手にゆだねることが「差別を陰湿化する」という提言も重要であろう。法依存や行政依存を脱した「自力自闘」の解放運動とは、1960年代の「特措法」成立以前の部落での活動をイメージしている。師岡の主張に顕著だが、そこでは生き生きとした部落共同体の姿が理想化されて語られる場合が少なくない<sup>49</sup>。同時にそうした部落共同体の姿とは、「差別の陰湿化」とは正反対の状況に自らを置くことでもある。すなわち、非対称的な部落の姿を、非対称的なままに曝すということである。法的保障に期待しないとき、そこには端的に部落差別がある。その意味で中研が提起する部落解放運動のあり方とは、部落差別に正面から相対する部落の姿である。それは依然として重大な問題提起をはらんでいる。

だが、法依存体质からの脱却を謳う以上、その帰結に対しても責任を負う必要がある。實際には中研グループの批判は行政闘争の進んだ畿内や西日本の

部落をイメージして語られていた。そのため、同和対策事業が進んでいないか、あるいは未組織の地区をかかる東日本の部落解放運動からみれば、その論争の前提そのものが現実性を欠いていた。何よりも狭山事件が発生した石川一雄の部落がそうであった。こうした地域にあっては、行政闘争や法制定要求の運動は、未組織の部落の組織化の数少ないチャンスであった。師岡や中研グループの提起は、こうした地域差を踏まえたうえで再検討が必要である<sup>50</sup>。

### 「勢子としての民衆」——金時鐘の差別論

法施行以前の部落を理想化したように、中研の問題提起のうちには、〈大衆〉に対するロマン主義がある。こうした傾向もあって、『紅風』の議論では、差別によって破壊されていく人間性の複雑さは中心的な課題とならなかったように見える。しかしそうした否定的傾向もふくみこんでこそ〈大衆〉観はあるべきではないのか。その場合、解放運動の当事者や幹部の「不正・腐敗」も意味が変わる。ところで、法・行政への依存体質を矛盾として把握し、それを切開するという問い合わせから、師岡や藤田敬一が金時鐘と出会ったことは、差別される側の複雑さに迫る思想的な討論をもたらした<sup>51</sup>。藤田は『同和はこわい考』(1987年)において、部落解放運動のなかで頻繁に参照される「ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしかわからない」「日常生活に生起する、部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」というテーマを問題視した。そしてそれが差別する側・される側という関係の固定化=「資格・立場の絶対化」をもたらし、そこに運動体の自己批判的契機は失われること、そこでこれに変わって「両側から超える」試みが必要であると提起した<sup>52</sup>。「両側から超える」という言葉は主に金時鐘から提起されていた。しか

<sup>47</sup> 同上、13-14頁。  
<sup>48</sup> 毛沢東「矛盾論」、前掲『毛沢東論文選』、140-150頁。

<sup>49</sup> 前掲、師岡「敗北の歴史から」、『紅風』100号。

<sup>50</sup> 藤田『同和はこわい考』、52-76頁。

し、藤田の解釈と金時鐘の含意には開きがある。どういうことか。

ここでは、狭山闘争が生んだ作家たちの応答の試みのひとつである、『差別 その根源を問う』上・下（朝日新聞社、1977年）における金時鐘の発言から引こう。

[…]日本人は「あるがまま」の自然観を貴ぶわりには、その実、「あるがまま」を端正な形でしか要求してこない。朝鮮人の私にしますと、この「端正さ」が、日本人に対する私の怖れの主要な要因なんです<sup>53</sup>。

これは具体的な経験を有した個々人が、集団となると権威主義的な秩序をもった集団性をつくりだしてしまうことをいいあてている。この集団主義的な〈潔癖さ〉が在日朝鮮人・金時鐘に怖れを抱かせる。このことは一般的な社会組織の現象だけではない。大衆運動において〈大衆〉がロマン化されるだけでなく、常に潔癖な口調で語られる傾向に見出せるといつてもいい。

たとえば、お茶とか華道を見てもわかりますよ。あるがままの状態を生きるということは、非常にしたたかな精神秩序だと思いますが、それの反転するバネみたいなものが、自然をより端正に摸して生きるという形をつくりだすんですね。[…]それによって頂点は絶対不可侵の「権威」となって、その「権威」は必ずといっていいほど、純一な潔癖さを發揮するものに「天皇」があるような気がする。この整序される端正さがこわい。なぜこわいかと言うと、日本人の好む美というのはいつも端正に整理されていて、醜さを容認する余地など全然ないんだから。[…]で、部落というのは、不条理を強いられることによって、徹底して醜くなるんですよ。汚いから疎外する<sup>54</sup>。

「潔癖さ」は「権威」を支え、「整序」された集団をつくる。それは「醜さ」を排除してしまう。“日本的な”集団性や組織性の一般がもつ排外性は、部落を排除する論理でもある。そして金時鐘の問題提起は、一方で「醜さ」が徹底的に排除され、他方で「醜さ」を集中的に体現しているばかりに、その状態に慣れきってしまい、結果的に差別する側とされる側の双方が双務的に形成してしまっている構造におよぶ。「お花ひとつ飾れない家の構造を、美にうといからいけられないのではなくて、いけようのない生活空間のなさを、そのなさにすっかり狎れてしまった双方の感性を、そこからくる低劣と優雅の関係を、[…]縦の系列に糾合されていくこの系闇をも、見すえながら「美」の中の「醜」までも取り出していかなくてはならない」。そのように「美」的に階層的に序列化された〈非対称的な〉文化——生け花を常識とする文化と、そもそも生け花などとは無縁の文化とのあいだの、共役性のない分離状態——の関係のなかから「醜」を取り出すという。「醜」とは被差別部落や在日朝鮮人のことである。それは創造的な行為である。「飾ろうにも飾れないものたちのあらあらしさを、活力の源泉に据え直していく作業こそ、選ばれたものたちの創造行為ではないでしょうか」<sup>55</sup>。この「醜」の構造の把握から金時鐘は石川一雄をみずからの「分身」と呼ぶ。

日本に限りませんが、庶民は適当に野卑で卑俗なんですね。それが活力ともなっていて、過酷な自然条件、生活条件を生きてるわけですね。[…]整序されつくされているもの、端正さも街の表通りのようなものでしかない。その裏側で、部落や朝鮮はいつも汚い。この汚さが「差別」に絡んでいる。狭山事件が「差別裁判」といわれるゆえんです。裁くものの法衣の下は、同じ醜いものなのだが、底辺を生きるもの「醜」は、やさしさに満ちている。[…]ぼくは「朝鮮人」ですから、いつでも誰何される不安にかられている。[…]石川青年など、ぼくのもうひとつの分身でしかない。身につまされて、そう思う。同じ冤罪でも、狭山

<sup>53</sup> 金時鐘・野間宏・安岡章太郎「差別の醜さと解放への道」(野間宏・安岡章太郎編『差別 その根源を問う』下、朝日新聞社、1977年)、31頁。

<sup>54</sup> 同上。

<sup>55</sup> 同上、46頁。

事件と八海事件とでは、受けとめる市民感覚に微妙な違いがはびこりますからね<sup>56</sup>。

「野卑な民衆」は「民衆というのは、いともたやすく勢子たり得る」ともいいかえられる<sup>57</sup>。民衆の「醜さ」とは、差別捜査やキャンペーンに便乗して権力の手先となってしまうことである。その意味で、国家権力とともに、狹山事件・狹山裁判をつくりだしたのは民衆である。しかしながら、差別される側の民衆が加害者にもなりうる。「民衆というのは自分なんですね、自分を込めて民衆なんです。民衆は過酷な条件を生きれば生きるほど、差別を楽しむ体質みたいなものがあつて、自分よりも弱い者を見つける意識をいつも持つてゐる」<sup>58</sup>。この文脈で金時鐘が「石川青年はぼくの分身」というとき、公権力にとって潜在的な危険分子という意味だけではないことを知つておく必要がある。金時鐘が日本統治下の朝鮮で皇国少年として自己形成し、それゆえに父に対して不実な息子であったという深い自責を抱いていたこと、解放後の済州島で4・3事件に南朝鮮労働党員として参加し、弾圧を逃れて日本に逃亡したこと、などが参照されなければならない<sup>59</sup>。日本帝国主義による植民地統治によって強いられた言語と、それを是とした自らの頑迷さ、そして両親との永遠の離別。そうした悔悟のなかで獲得した朝鮮語。こうした経験が、「自白」によって両親と永遠に引き裂かれた石川一雄の生に重ねられていると考えていいだろう。また石川一雄が獄中で文字を獲得したことでも、それが怒りと自責、悔悟のなかでの行為だったことにも、重ねられているだろう。民衆の「醜さ」とはこうした暴力と、暴力の連鎖に加担させられていく経験の総体を意味している。金時鐘にとっては、こうした経験の通底によって、狹山裁判は差別裁判なのである。

このように相克する経験のゆえに、たやすく「連帶」を語ることや、「差別」という整序された言葉で

語ることに金時鐘は抵抗する。

ぼくは在日朝鮮人として、「差別されている者」という言われ方をよく聞くわけですが、そのことがそのままぼく自身に向かされることには、少なからずありがた迷惑なのです。何でも差別する側とされる側の図式だけで済んでしまっている。差別という意識から、むしろどう切れていくかが、ぼくならばぼくの関心事ですから。[...] 「切れて、つながる関係」を提起したい。これほど「差別」という言葉があふれてみると、もはや「差別」というのは、同一規格の中での落差を指す言葉でしかありませんね。部落とか在日朝鮮人の抱えている問題を、このような手なれた言葉でくぐつてしまふことに、どうしてもあらがってしまいます。[...] 事実はもっと具体的で、構造的で、それが「差別」であることに気づかぬくらい平静に日常を敷きつめさせて、オイディップスのようにきっぱり仇を討つことも討たぬこともできないでいる「被差別」の自己も、そこにはいっぱいごめんでいる[...]<sup>60</sup>。

差別の重層性といえばそれまでだが、金時鐘は民衆の「醜さ」の構造を通して、被差別の経験に達することの不可能性と、しかしそれを踏まえたうえでのつながりの可能性を期待している。「醜さ」の構造とは、被差別の経験においては「きっぱり仇を討つことも討たぬこともできない」葛藤をかかえることでもある。差別論のこうした内在的な定義は、弱者の暴力やサボタージュに抵抗を見出した土方鉄や沢山らの視角に連なる。そればかりではなく、金時鐘は在日朝鮮人の経験と植民地主義の暴力と、狹山裁判との通底を直観している。こうして個的な経験と国家暴力をつなぐ視点を差別論に導入したという点で、金時鐘の提起は狹山闘争の思想史において依然として吟味に値する。

### 結論にかえて

「はじめに」で触れたように、ジャック・ランシエルの言葉を借りるならば、狹山闘争に潜在的に存

<sup>56</sup> 同上、46-47頁。

<sup>57</sup> 同上。これは土方鉄の戯曲「闇に漂う顔」(1969年)に寄せられた金時鐘の言葉である。

<sup>58</sup> 同上。

<sup>59</sup> 金時鐘「クレメンタインの歌」、『在日の狹間で』所収。また、金石範・金時鐘『なぜ書きつづけてきたか なぜ沈黙してきたか 済州島四・三事件の記憶と文学』(平凡社、2001年)参照。

<sup>60</sup> 前掲、金・野間・安岡「差別の醜さと解放への道」、48頁。

在していたのは、了解可能な政治と、〈不和〉(mésentente) の〈政治〉の応酬である。石川一雄の言動を理解し、それを政治闘争の課題とすることは、対称性で構成されている世界に、共役性のない非対称性をもちこみ、無理にでもその非対称的な言葉=騒音に顔を向けさせようとしている。石川一雄がそうであったように、被差別部落の存在は本来的に非対称的であり、〈不和〉の状態にある。ただし、ジャック・ランシェールに付け加えたいのは、そもそも了解可能な政治を支配的にするのは、〈不和〉をそのままに表現すると民衆は孤立するという事実である。狹山裁判における最大の〈不和〉は石川一雄の「自白」であり、死刑判決を受けながらそれを「維持」した姿である。金時鐘の言葉を借りれば、「不条理を強いられることによって、徹底して醜くなる」姿の現前である。この狹山事件と裁判の報道に接した部落出身者が沈黙したのは、この〈不和〉に連帯し、自らが〈不和〉であると表明することの孤立を恐れたからではないか。こうした観点から、「朝田三命題」がはらむ抑圧的な構造も明らかになる。国家権力との対峙を広義の〈社会〉に逸らせる点で「朝田三命題」は融和主義的である。しかし、他方で浦和地裁占拠闘争に強く共感したように、さらに石川一雄の無実を確信してからの敏速な対応にみられるように、朝田善之助の問題とは、〈不和の政治〉に対する拒絶や無理解ではない。その融和主義とは、〈不和〉の位相の表出が部落民の孤立に転じてしまうことを回避しようとする本能的な反応というべきではないか。それは、〈不和〉を了解可能な政治へと翻訳しようとする身振りなのではないか。逆に、狹山裁判を差別裁判糾弾闘争として政治化しようとする試みの数々は、〈不和の政治〉を突出させることであつた。端的に〈不和〉のいいかえである金時鐘の「醜」の構造とは、〈不和〉がいかなる意味で非対称的な経験なのか、いかに整序を拒否するものなのかを教えてくれる。

了解可能な政治は常態である。しかしいずれにしても〈不和〉は継続する。その場合、継続する〈不和〉の状態に耐えるというはどういうことか。狹山闘争の思想史は、被差別部落もまた現代のデモス=民衆であり、〈不和〉という不断の〈闘争〉を強い

られるデモス=被差別部落民たちの生存の可能性という課題を提起している。

(ともつね つとむ・東京外国语大学国際日本研究センター)